

(1) 住宅用家屋を新築した場合（注文住宅を建てた場合又は、家を建て替えた場合など）

・適用要件

- ア 個人が自己の居住の用に供する家屋であること。
- イ 新築後1年以内に登記を受ける家屋であること。
- ウ 家屋の床面積が50㎡以上であること。
- エ 店舗等との併用住宅の場合には、90%以上が居住の用に供する家屋であること。

(2) 建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得した場合（建売住宅や分譲マンションを購入した場合など）

・適用要件

- ア 個人が自己の居住の用に供する家屋であること。
- イ 取得後（売買又は競落）1年以内に登記を受ける家屋であること。
- ウ 家屋の床面積が50㎡以上であること。
- エ 店舗等との併用住宅の場合には、90%以上が居住の用に供する家屋であること。
- オ 区分所有建物（マンション等）については、建築基準法に定める耐火建築物又は準耐火建築物であること。又は一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数3以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能基準に適合するものと認められたもの。

(3) 建築後使用されたことのある住宅用家屋を取得した場合（中古住宅を購入した場合など）

・適用要件

- ア 個人が自己の居住の用に供する家屋であること。
- イ 取得は、売買又は競落によるもので、かつ、取得後1年以内に登記を受ける家屋であること。
- ウ 家屋の床面積が50㎡以上であること。
- エ 店舗等との併用住宅の場合には、90%以上が居住の用に供する家屋であること。
- オ 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋であること。
 - ・登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日より前の家屋については、地震に対する安全性に係る基準に適合するもの（基準に適合していることを証する書類の添付が必要）。
- カ 区分所有建物（マンション等）については、建築基準法に定める耐火建築物又は準耐火建築物であること。又は一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数3以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能基準に適合するものと認められたもの。

(4) 建築後使用されたことのある家屋（中古住宅等）で増改築等工事（リフォーム）されたもの

・適用要件

ア 個人が自己の居住の用に供する家屋であること。

イ 取得後1年以内に登記を受ける家屋であること。

ウ 家屋の床面積が50㎡以上であること。

エ 店舗等との併用住宅の場合には、90%以上が居住の用に供する家屋であること。

オ 次のいずれかの要件を満たすこと。

・登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋であること。

・登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日より前の家屋については、地震に対する安全性に係る基準に適合するもの（基準に適合していることを証する書類の添付が必要）。

カ 区分所有建物（マンション等）については、建築基準法に定める耐火建築物又は準耐火建築物であること。又は一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数3以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能基準に適合するものと認められたもの。

キ 宅地建物取引業者から取得した家屋であること。

ク 宅地建物取引業者が住宅を取得してから、増改築工事（リフォーム）を行なって再販するまでの期間が2年以内であること。

ケ 取得時において、新築された日から起算して10年を経過した家屋であること。

コ 増改築等工事（リフォーム）代金の総額の割合が家屋の取得価格の20%以上であること。又は、増改築工事代金の総額が300万円以上であること。

サ 増改築等工事（リフォーム）の種別及び工事の額が国で定めるものであること。